



府消委第342号

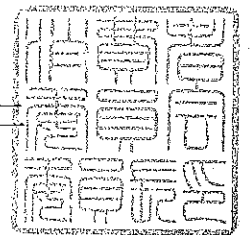
平成27年12月22日

内閣総理大臣

安倍晋三 殿

消費者委員会

委員長 河上 正



答 申 書

平成23年11月10日付消食表第442号をもって諮問された品目のうち別添記載の品目の安全性及び効果の審査について、下記のとおり答申します。

記

平成23年11月10日付消食表第442号をもって諮問された「素肌ウォーター」について、その安全性及び効果につき審査を行った結果、特定保健用食品として認めることとして差し支えない。

別添

(1)平成23年11月10日付消食表第442号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	素肌ウォーター	株式会社 資生堂	本品は、肌から水分を逃がしにくくするグルコシルセラミドを含んでいるので、肌が乾燥しがちな方に適しています。

※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。